

高齢者の暮らしを守る



高齢者を守るために
できることって
なんだろう

住み慣れたまちですと笑顔で暮らす——
高齢者が不安や心配を抱えることなく暮らしていくには、家族や周囲の人たちの理解と協力が欠かせません。高齢者の尊厳を守ること、高齢者の権利を守ることに一緒に考えましょう。

高齢者虐待を防ぐ

平均寿命が延び、多くの方が長寿を迎えられる一方、家族などが高齢者の尊厳を傷つける「高齢者虐待」が社会的な問題となっています。
高齢者虐待には左表のような5つの分類があります。
高齢者虐待は必ずしも家族などが「悪意をもって」している場合だけではありません。一生懸命に介護をされていて、心身が疲れ、自覚のないまま虐待して

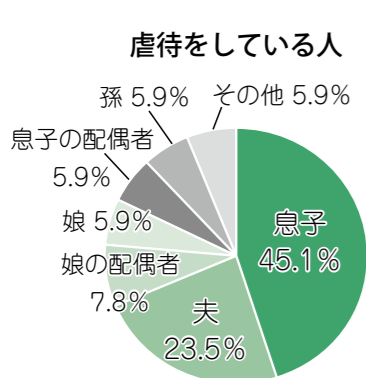
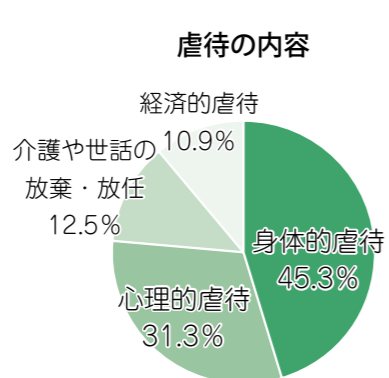
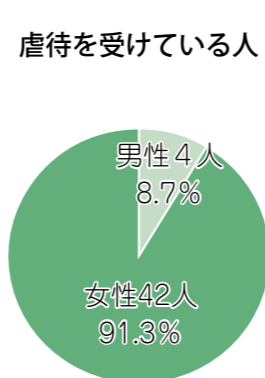
いる場合もあります。また、「高齢者のために」と思っていて、いることが虐待につながっている場合もあります。一人だけで介護を抱え込んでしまわずに、悩みごとがあれば地域包括支援センターにご相談ください。
高齢者虐待は、「まさかあの人が」と思う人でも、いざその立場になると虐待をしてしまう可能性があります。
皆さんの身のまわりで思いあたることや気になる方がいる場合は、すぐに地域包括支援センターまで相談・連絡してください。

<高齢者虐待の分類>

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 殴る・蹴る・つねる・ベッドに縛り付ける ▶ 無理やり食事を口に入れる ▶ 外からカギをかけて閉じ込める など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 怒鳴る・ののしる・無視して口をきかない ▶ トイレに行けるのにおむつをあてる ▶ 排泄の失敗や、食べこぼしなどを人前で話し、恥をかかせる など
介護や世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食事や入浴、排泄などの世話をしない ▶ 必要な治療や介護を受けさせない ▶ 冷暖房を使わず劣悪な環境で生活させる など
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本人の年金や通帳を勝手に使う ▶ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない ▶ 本人の自宅等を本人に無断で売却するなど
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 同意のない性的接触や嫌がらせ、その強要をする ▶ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ▶ 人前でおむつ交換をする など

高齢者虐待の状況

平成28年度に敦賀市地域包括支援センターに寄せられた高齢者虐待の相談件数は46件あり、その内容は次のとおりです。



地域で支え合おう

近所や地域に暮らすひとりひとりが、日常的にあいさつし、声をかけあうことや介護に負担を感じている家族の話や話を聞くことで、高齢者や家族のちょっとした変化に気づき、虐待の予防につながります。
高齢者や介護をしている人たちが孤立しないよう、地域の見守りや声かけ、仲間作りを行い、虐待が起こりにくい環境をつくりましょう。

高齢者の権利を守る 成年後見制度

認知症などにより判断能力が低下すると、不動産や預貯金などの財産管理や、介護サービスや施設入所に関する契約を自分で行うことが難しい場合があります。

このような判断能力が不十分な方を保護し、本人に代わって支援するのが成年後見制度です。将来の自分や家族の権利を守る方法のひとつとして、「成年

後見制度」の利用を考えましょう。

なお、成年後見制度には2種類あります。

① 任意後見制度

将来、判断能力が衰えた時に備え、判断能力があるうちに誰に何を頼みたいかをあらかじめ決めておく制度です。
将来頼みたい人(任意後見人)と一緒に公証役場に行き、頼みたいことの書面(公正証書)を作成し、任意後見契約を結んでおきます。

② 法定後見制度

判断能力が低下した人の財産管理や契約行為を本人に代わって支援する制度です。

法定後見制度の 手続きの流れ

① 申立て

本人や配偶者、4親等内の親族などにより居住地の家庭裁判所に申立てを行います。

② 調査・審査

家庭裁判所職員が本人等から事情確認を行い、家庭裁判所が成年後見人に最も適切と思われる人(配偶者や親族、法律、福祉の専門職など)を選任します。

③ 後見等の支援開始

審判確定後、法務局に登録され、成年後見人等が家庭裁判所が審判した内容に基づき支援を開始します。

高齢者虐待・成年後見制度相談窓口

- 地域包括支援センター「あいあい」**
(敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内)
担当地域 粟野地区以外 ☎22-7272
- 地域包括支援センター「なごみ」**
(つるが生協在宅総合センター和内)
担当地域 粟野 ☎21-7530
- 地域包括支援センター「長寿」**
(敦賀市役所長寿健康課内)
担当地域 市内全域 ☎22-8181